

三国運動公園、竹田乗合タクシーは 200 円均一とし、坂井市コミュニティバスと同様の適用方法といたします。

①種類

普通旅客運賃
休日フリーきっぷ

②額

全線以下のとおり均一とする	
一般成人	200 円
小学生・中学生・高校生	100 円
高齢者（65歳以上）	100 円
障がい者（介添え含む）※手帳提示	100 円
乳幼児	無料

③適用方法

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする

I. 普通旅客運賃

旅客が単独で乗車する場合に適用する。

II. 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は次のとおりとし、2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引をしない

A) 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規程により身体障害者手帳の交付を受けている者、及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

B) 知的障害者及び精神障害者に対する割引

精神薄弱者に対する割引療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生事務 次官通知）に規程する精神薄弱者療育手帳の交付を受けた者、及び介護人（当社において、介護人を必要と認めた場合）並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法 [平成 7 年改正法律第 94 号]）に規程された精神障害者福祉手帳を交付された者とする。

C) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 17 条・第 41 条・第 44 条に規程する諸施設により養護又は保護を受けている者、及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

III. 定期旅客運賃

いきいき定期、全線フリー通学定期、環境定期券制度

IV. その他

65 歳以上の利用者に関しては自己申告制とする。